○○町内会個人情報取扱ルール

【町内会の個人情報に関する取扱ルールの例】

（令和○年○月○日制定）

（目的）

第１条　この取扱ルールは、○○町内会（以下「本会」とする。）が保有する個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として定める。

（責務）

第２条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努める。

（周知）

第３条　本会は、この取扱ルールを総会資料又は回覧により、少なくとも毎年１回は会員に周知することとする。

（管理者・取扱責任者・取扱者）

第４条　本会における個人情報の管理者及び取扱責任者は町内会長（以下「会長」とする。）、取扱者は役員とし、会の運営のために必要と認められる場合には、必要最小限の会員に取り扱わせることができる。

（秘密保持義務）

第５条　前条に規定する者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

（個人情報の取得）

第６条　本会は、会長が「町内会入会届」等を会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。また、取得に際しては、次条に定める利用目的を本人に対し明示する。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号、その他本会の活動に必要な情報のうち、会員があらかじめ同意した事項とする。

3 災害時等に支援を要する方々への支援のため、障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

4 本会で配布する○○町内会名簿に記載する個人情報は、氏名、連絡先などで会員が同意する事項とする。

（利用目的）

第7条　本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）会員名簿の作成及び会の区域図の作成

（２）会費の請求、管理、その他文書の送付など

（３）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（４）災害等の緊急時における支援活動

（５）災害時等に備えた支援を要する方々との日頃からの関係づくり

（管理）

第８条　収集した個人情報は、会長もしくは会長が指名する役員が適正に管理する。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供）

第9条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 会員本人から個人情報を取得する際に同意を得ている範囲で提供する場合
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を

遂行することに対し、協力する必要がある場合

（６）第７条に規定する利用目的の範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第10条　本会は、個人情報を第三者（県・市役所を除く。）に提供したときは、提供年月日、提供相手、内容等に係る記録を作成し、最低３年間は保存する。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第11条　本会は、第三者（県・市役所を除く。）から個人情報の提供を受けるに際しては、前項の内容に加え、提供に至る経緯を含めた記録を作成し、最低３年間は保存する。

（開示）

第12条　会員は、本会に提供した会員本人の個人情報について、会長に対し開示を請求することができる。

２　会長は、会員本人から前項の開示請求があったときは、本人に開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

（個人情報の訂正等）

第13条　本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、会員に連絡することをもって、これに替えることができるものとする。

（漏えい発生時等の対応）

第14条　取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、会長に報告をする。この場合において会長は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

（苦情相談等）

第15条　本会における、開示請求、訂正等依頼、利用停止等依頼及び苦情相談等の窓口は会長とする。

附　則

この取扱ルールは、令和○年○月○日から施行する。

町内会で個人情報取扱ルールを定めることについては、個人情報保護法上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。ルール等を定めることで、町内会での個人情報の取扱い方が明確になり、会員の安心につながることが期待できます。

掲載されております内容はあくまでもルールの一例となりますので、町内会の実状に合わせて適宜ご活用ください。